

料金表Ⅱ 定期契約

第 1 条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、J:COM ガス supplied by 京葉ガス ガス小売供給約款（以下、「本約款」といいます。）に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。

3 定期契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。

4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。

ただし、In My Room 特別プラン（電力・ガスセットを含みます。）の場合は、契約が成立した後の最初の契約期間が満了したときに、定期契約の契約期間が終了します。この場合も、契約者からの申出が無い限り、サービス提供の契約の終了とはならず、契約者は、同条件でのサービスの提供を受けることができます。

5 当社が定める定期契約は 1 世帯につき 1 契約になります。

6 J:COM ガス supplied by 京葉ガス 定義書の締結者が定期契約に申し込む場合には、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要です。

第 2 条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下、「集合住宅」といいます。）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下、「戸建住宅」といいます。）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なります。

2 上記の集合住宅において、当社と、その集合住宅を所有し現に管理する者と当社が放送サービス対応物件または、インターネット接続サービス対応物件に関する In My Room 契約を契約している場合、そこに居住する契約者、In My Room プラン（第 4 条に定める名称が“In My Room”で始まるものをいいます）の契約に申し込むことができます。

3 前項までの規定により、本約款に定める第1条第2号に該当しない需要場所には、定期契約の提供を行いません。

第 3 条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款に定める第 8条のいずれかに該当する場合
 - (2) 当社が J:COM TV 再放送サービス契約約款（以下「再放送約款」といいます）に定める再放送サービスを締結している契約者（再放送約款に定める再放送サービスと同時に J:COM TV サービス加入契約約款（以下、「TV 約款」といいます。）に定めるサービスを締結している契約者は除きます）
 - (3) 当社が定める住宅形態と異なる場合
 - (4) ハートフルプランの契約者
 - (5) 契約に必要な STB が下記のいずれかに該当する場合で、その利用を承諾いただけない場合
 - ①J:COM LINKサービス利用規約に定めるJ:COM LINK（以下、「J:COM LINK」といいます。）を利用する場合もしくは、高機能型STBサービス利用規約に定める4K J:COM Box/ Smart J:COM Box（以下、「4KJB」/「SJB」といいます。SJBは料金表Ⅰに定める高機能型STB（タイプⅣ、Ⅴ、ⅥまたはⅦ）のいずれかを示します）を利用する場合
 - ②Smart TV Box サービス利用規約に定める Smart TV Box（以下、「STVB」といいます。）を利用する場合
 - (6) 前号までの他、その定期契約の締結に必要な他のサービス等の条件を満たさない場合
- 2 当社は、次のサービスの条件を下記の通り定めます。
- (1) 第 4 条に定める In My Room NET パック（電力・ガスセットを含みます。）、In My Room NET パック EX（電力・ガスセットを含みます。）、スマートお得プランミニ EX（電力・ガスセットを含みます。）は、当社が別に定める J:COM In My Room（インターネットプラン A またはインターネットプラン C に限ります。）の特定インターネット接続サービス（対象となる品目は別に定める通りとします）の契約を締結していることが契約の条件となります。
 - (2) 第 4 条に定める In My Room TV セレクト（電力・ガスセットを含みます。）は、当社が別に定める J:COM In My Room（インターネットプラン A に限ります。）の特定インターネット接続サービス（対象となる品目は別に定める通りとします）の契約を締結していることが契約の条件となります。
 - (3) 第 4 条に定める In My Room プラン（電力・ガスセットを含みます。ただし、前号までに定めるサービスを除きます）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトまたは TV プラン D に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。
 - (4) 第 4 条に定める NET パック EX（電力・ガスセットを含みます。）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン A、TV プラン A コンパクト、TV プラン B または TV プラン C に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。

(5) 第4条に定める In My Room 特別プラン（電力・ガスセットを含みます。）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトに限ります。）の特定放送サービス（J:COM TV スタンダードプラスまたは J:COM TV スタンダードに限ります。）の契約を締結していること、および、J:COM In My Room（NET プラン C、プラン A（1M コース、12M コースもしくは 12M Wi-Fi コース）に限ります。）の特定インターネット接続サービス（320M コースに限ります。）の契約を締結していることが契約の条件となります。

第4条（サービス内容の定義）

定期契約には、別表 定期契約の種類があります。

※1 表中の略語は以下の通り。

TV	J:COM TV サービス加入契約約款に定めるサービス
NET	インターネット接続サービス契約約款に定めるサービス
TEL	下記のいずれかに定めるサービス ・ J:COM PHONE プラスサービス契約約款
電力	J:COM 電力 家庭用コース契約約款に定めるサービス
ガス	J:COM ガス supplied by 京葉ガス ガス小売供給約款に定めるサービス

2 前項に定める定期契約の契約者は、本サービスの月額利用料に下記の表に定める割引額を適用します。

割引額
100 円（税込110円）

3 1項に定める定期契約の契約者のうちガスのバリュープラン定義書の適用を受ける契約者は、前項に定める割引額に加え、本サービスの月額利用料に下記の表に定める割引額を適用します。

割引額
120 円（税込132円）

第 5 条 (他の契約サービス)

定期契約の種別により、当社が別に定める約款のサービス（特定のサービスに限ります）を契約する必要があります。当社が別に定めるサービスの名称、コース等が一致している場合、全てのサービスを契約して初めて定期契約の締結となります。

第 6 条 (定期契約の変更)

同一定期契約内のコースの変更を含まず、他の定期契約へ変更する事をいいます。

2 サービス単体での契約に変更する場合は、定期契約の解除に当たります。

第 7 条 (契約解除料)

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、第 4 条に定める通りです。

2 前項の場合において、更新期間に当たる場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

3 定期契約に必要な当社が別に定める他のサービスの解約に合わせて、定められた契約解除料は、重複して支払いを要しません。

第 8 条 (更新の定義)

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

(1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。

(2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第 9 条 (定期契約の解約)

当社は、定期契約の解約について、以下のように定めます。

(1) 契約者が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの解約を行う場合には、定期契約の解約となります。

(2) 前項の場合において、以下の場合には契約者は、契約解除料の支払いを要しません。

①契約者が、転居により当社の全てのサービスを解約する場合

②契約者の加入する集合住宅が放送サービス対応物件または、インターネット接続サービス対応物件に関する In My Room プランを解約した場合、もしくは In My Room プランの提供を新たに開始する場合

- (3) 当社が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。
- (4) 定期契約に電話サービスが含まれる場合、解約をした日を含む請求分までは、定期契約の料金を適用します。

第 10 条 (最低利用期間)

当社は、定期契約の締結をした場合には、最低利用期間を適用しません。

第 11 条 (コース変更等について)

コース変更を行う場合には、起算日の変更はありません。

- 2 コース変更を行う場合であって、J:COMガス supplied by 京葉ガス 定義書のいかなる変更も発生しない場合には、費用は発生しません。ただし、他のサービスの増減がある場合、他のサービスの約款等に基づき、サービス変更手数料が発生します。